

# 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程

## 1. 事業の目的と運営方針

### 【事業の目的】

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき、薬剤師による訪問薬剤管理指導を必要と認められた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

### 【運営の方針】

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 市町村、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する関係機関との密接な連携に努めます。
- ③ 利用者の療養に必要な情報提供を行う場合を除き、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。

## 2. 提供するサービス

### 【居宅療養管理指導等サービス】

- ① 医師の発行する処方せんに基づき薬剤を調製し、薬剤師が利用者の居宅を訪問して、薬剤の保管・管理・使用方法等に関する説明及び指導を行います。
- ② 薬剤を有効かつ安全に使用していただけるよう、分かりやすく丁寧な説明に努めます。

## 3. 職員等の体制

### 【従業員について】

- ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置します。
- ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師として登録を行います。
- ・ 利用者数及び通常業務等を勘案し、必要数の薬剤師を配置します。

### 【管理者について】

- ・ 常勤の管理者1名を配置します。
- ・ 業務に支障がない範囲で、当薬局管理者との兼務を可能とします。

## 4. 担当薬剤師

- ① 担当薬剤師は常に身分証を携帯しております。必要な場合は提示をお求めいただけます。
- ② 利用者は担当薬剤師の変更を申し出ることができます。
- ③ やむを得ない事情がある場合には、事前に同意を得たうえで担当薬剤師を変更することがあります。

## 5. 営業日時

営業日及び営業時間につきましては、店舗案内等にてご確認ください。

## 6. 緊急時の対応等

必要に応じて利用者の主治医または医療機関へ連絡を行う等、適切な対応を行います。

## 7. 利用料

介護保険制度に基づき、以下の通り定められています。

### 【居宅療養管理指導サービス提供料】

- ・ 単一建物居住者1人1回518円(月4回まで)
- ・ 単一建物居住者2～9人1回379円(月4回まで)
- ・ 単一建物居住者10人以上1回342円(月4回まで)

※負担割合1割の例です。負担割合等により金額は異なります。

### 【麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合】

- ・ 1回当たり100円(月4回まで)

※負担割合1割の例です。負担割合等により金額は異なります。

## 8. 個人情報に関する事項

利用者さまのプライバシーを尊重し、業務上知り得た利用者さま及びそのご家族に関する秘密を保持いたします。

## 9. 苦情申立窓口

当薬局のサービス提供に関する苦情やご相談につきましては、担当薬局までご相談ください。